

文京区建設事務手数料条例（低炭素建築物認定関係）

低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料

申請の種類		適合性確認機関が技術的審査を行い、適合証が発行されたもの		
		認定申請	変更認定申請	
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る）		4,700円	3,300円	
一の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	4,700円	3,300円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	9,400円	6,600円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	16,000円	11,000円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	27,000円	19,000円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	45,000円	32,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	82,000円	58,000円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	131,000円	93,000円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	170,000円	122,000円
		1棟の総戸数が301以上のもの	185,000円	134,000円
	共用廊下等の部分※1	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300円	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000円	11,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000円	18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000円	56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000円	88,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000円	112,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000円	140,000円
	※2 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300円	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000円	11,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000円	18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000円	56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000円	88,000円
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		160,000円	112,000円	
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		200,000円	140,000円	
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	9,300円	6,500円	
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000円	11,000円	
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000円	18,000円	
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000円	56,000円	
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000円	88,000円	
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000円	112,000円	
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	200,000円	140,000円	

※1 共用廊下等の部分……住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分

※2 非住宅の部分……住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分